

河内長野市プロポーザル方式実施ガイドライン

平成27年01月 策定

令和08年03月 改正

第1 目的

このガイドラインは、河内長野市が発注する契約等に関し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手續について、共通して遵守すべき事項を定め、当該業務の所管課（以下「所管課」という。）が行うプロポーザル方式による契約の公正性、透明性、客観性及び競争性を担保することを目的とする。

ただし、河内長野市が発注する収入の原因となる契約等については、「第5 実施手順」の「3 審査委員会の設置」及び「第6 情報公開及び提供」のみこのガイドラインを適用し、その他の事項については、原則として個別の案件ごとにその内容・性質に応じて文書決裁により特に別に定めるものとする。

また、公の施設の指定管理者の指定については、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき実施することとし、このガイドラインの対象外とする。

なお、プロポーザル方式により他の地方公共団体と合同発注する案件については、当該地方公共団体との協議により手続きを定めることとし、このガイドラインは適用しない。

第2 定義等

1 このガイドラインにおいて「プロポーザル方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号の規定による随意契約（その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合）の締結等のため、公募又は指名の方法により当該随意契約等に係る業務等の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた提案を行った者を候補者として選定する方式をいう（河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例（令和8年河内長野市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号）。この場合、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、原則としてヒアリング及びプレゼンテーション等（以下「ヒアリング等」という。）を実施した上で、企画提案書の審査及び評価を行い、業務等の履行に最も適した「提案者」を受託候補者を選定することになる。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。ただし、公募型を原則とし、指名型は、契約の性質や目的から提案者の範囲が限られることが客観的に明らかである場合等に行うことができるものとする。

(1) 公募型

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により実施するプロポーザル方式をいう。

(2) 指名型

プロポーザルへの参加資格要件を満たす者の中から、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受けて実施するプロポーザル方式をいう。

第3 対象案件

このガイドラインの対象案件は、プロポーザル方式により市が実施する契約等の案件（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者の選定案件を除く。）とする。なお、この「契約等の案件」には、行政財産の使用許可等の相手方をプロポーザル方式により選定する場合も含む。具体的には、その目的に対し、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであって、単に仕様書等に対する金額のみの提示だけでは具体的な契約等の内容の実現性を測ることが困難なものや市民サービスの安全かつ安定的な供給の担保性が測れないものなど、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある案件とする。

第4 参加資格

1 プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 本市の競争入札有資格者名簿に登載されている有資格者であること（以下「競争入札参加資格」という。）。※第2項に該当する場合は、本号は適用しない。

(2) 以下の期間（以下「手続期間」という。）において、本市より指名停止措置又は競争入札等参加禁止措置を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公示日現在から受託候補者特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、提出要請日から受託候補者特定の日まで

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

【参考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 （略）

(4) 手続期間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 手続期間のいずれの日においても、破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

- (6) 租税を滞納していないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
 - (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- 2 前項第1号の規定は、該当業務において競争入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはいない場合、又は業務の特殊性などを考慮して競争入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。
- 3 前項の規定により第1項第1号の規定を適用しないこととする場合において、競争入札参加資格がない者には、次に掲げる書類を提出させ、確認した上でプロポーザルに参加させることができる。
- (1) 法人
 - ア 商業登記簿全部事項証明書・現在事項証明書・履歴事項証明書のいずれかの写し
 - イ 最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
 - ウ 直近の事業年度の「法人都道府県民税」及び「法人市町村民税」（東京都23区の場合は法人都民税）の納税証明書の写し

※ ウについては、プロポーザルの参加申込を支店等で行う場合は、本店分と当該支店分の両方が必要となる。
 - (2) 個人
 - ア 最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
 - イ 直近1年分の個人住民税（都道府県民税及び市区町村民税）の納税証明書の写し
- (3) 誓約書（暴力団排除関係）
- 4 前3項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて別に定めるものとする。

第5 実施手順

プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合は、以下の手順によるものとする。

- 1 基本方針の策定及びプロポーザル方式採用の協議
- (1) 所管課は、プロポーザル方式が当該業務の受託候補者選定に際して最もふさわしい方法であるかを十分検討し、業務概要、プロポーザル方式を採用する具体的理由及び期待できる効果、参加資格要件（指名型プロポーザルのときは指名業者及び選定理由）、審査概要等を明らかにした基本方針を策定し、プロポーザル方式採用協議書とともに文書決裁（決裁区分は提案上限額を基準とすること。）を行うこと。決裁後、プロポーザル方式採用協議書に基本方針を添付して契約検査課に提出して協議し、実施の適否について回答を得るものとする。契約検査課の回答なくプロポーザル方式を実施した場合は庁内手続き違反となるため注意すること。

(2)基本方針は、次の表を参考に策定するものとする。

事項	主な内容	備考
1 業務概要	件名、業務の目的、業務内容、業務期間、予算等	
2 プロポーザル方式採用理由	プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果	
3 実施形式	公募型又は指名型	
4 参加資格	必要な参加資格	
5 指名業者	指名業者名、選定理由・基準等	指名型のみ
6 審査概要	審査委員会、委員構成、審査方法等	
7 日程	全体スケジュールと受託候補者選定までの事務手順等	
8 その他	必要な事項	

2 実施要領等の策定

(1) 所管課はプロポーザル方式の採用について契約検査課との協議が調い次第、基本方針に基づき、より具体的・詳細な実施要領及び審査方法・審査項目・評価基準等を策定した上で、事業及びプロポーザル実施の起案（契約検査課・財政課合議）を行う。

実施要領は、業務概要、参加資格、受託候補者選定方法など当該プロポーザルを実施する上で必要となる事項を定め策定するものとする。

(2) 実施要領において定める事項及び内容は、次の表を参考として策定する。

事項	主な内容	備考
1 業務概要	件名、業務の目的、業務内容、業務期間	
2 業務に要する費用	予定価格（見積限度額）	
3 参加資格	必要な参加資格	業務に必要な要件も明記すること
4 説明会	開催日時、場所等	実施する場合
5 質問の受付及び回答	提出方法、期限、提出先、回答方法等	
6 企画提案書等の作成及び提出	企画提案書を作成する際の手順等（提出書類、必要部数、作成要領等）	別途要領作成も可
7 審査方法	第1次審査、第2次審査、審査スケジュール、審査結果の通知等	別途要領作成も可
8 審査基準及び配点	審査項目、配点	
9 日程	全体のスケジュール	

10 失格事項	失格事項の明記	
11 契約手続	受託候補者選定後について	
12 その他留意事項	留意事項の明記	
13 担当部署	提出・問合せ先、担当者名等	

3 プロポーザル方式審査委員会の設置

(1) 所管課は、プロポーザル方式による提案者の提案内容を公平かつ公正に審査、評価し、受託候補者を選定するために、プロポーザル方式審査委員会を設置する。

(2) 審査委員会の設置、運営にあたって、学識経験者等の外部委員を委員に含む場合は、市長等の執行機関等の附属機関（地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3）として条例に基づき設置する必要がある。この場合、条例に基づくプロポーザル方式審査委員会設置規程を制定するものとする。※後述の第7(2)も参照すること。

また、本市の職員又は他の行政機関の職員のみで構成する審査委員会の場合は、附属機関に該当しない内部組織となることから、（条例によらない）プロポーザル方式審査委員会設置要領（内規）を制定するものとする。

(3) プロポーザル方式審査委員会は、委員20名以内（委員長含む。）で組織するものとする。また、委員については、学識経験者等の外部委員、副市長、教育長及び市職員、他の行政機関の職員その他市長等が必要と認める者で構成する。具体的な選定基準は、後述の委員の選定基準表を参照すること。

外部委員は、必要に応じて選定するものとする。ただし、条例第4条第2項各号に該当する場合には、学識経験者等の外部委員を選定しなければならない。また、学識経験者を選定する際は、委員総数の4分の1以上の人数を選定しなければならない。

【参考】 条例第4条第2項

2 次に掲げるものを対象案件とするときは、前項第1号の者を委員に選定しなければならない。

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河内長野市条例第3号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するもの

(2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に該当するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格が市長の権限に属する事務に関して専決権者が決裁できない金額のもの（教育委員会その他の市の執行機関及び市の上下水道事業の管理者の権限を行う市長が所管する部署の対象案件の場合を含む。）

なお、予定価格が5,000万円未満の案件であっても、業者選定手続きに関して市民の理解を得るという観点からは、外部委員を選定する方が望ましい点は従来と同様である。

また、外部委員を選定しない場合には、委員として所管課の所属外の部長級の職員を必ず選定すること。

- (学識経験者の例)
- ・大学等の教職員、研究機関の研究者
 - ・国、都道府県その他の地方公共団体の職員
 - ・弁護士、公認会計士等の専門知識を有する者

なお、所管課の課長（兼務の場合を含む。）は、プロポーザル方式審査委員会の庶務（事務局）の責任者であるため、プロポーザル方式審査委員会の委員として選定できない点に留意すること。

●委員の選定基準表（市長以外の執行機関等が実施する場合も同様とする。）

予定価格	5,000万円以上	5,000万円未満 4,000万円以上	4,000万円未満 2,000万円以上	2,000万円未満 500万円以上	500万円未満
決裁・専決区分 (市長部局)	市長	副市長	局長	部長・室長	課長
外部委員	必須	任意 (望ましい)	任意 (望ましい)	任意 (望ましい)	任意 (望ましい)
副市長等の特別職	必須 (地方公営企業は「任意」)	必須 (地方公営企業は「任意」)	任意	任意	任意
所管課の担当局長	必須	必須	必須	任意	任意
所管課の担当部長	必須	必須	必須	必須	必須
所管課の課長	不可	不可	不可	不可	不可
所管課の所属外局長	任意	必須 (外部委員選定時は「任意」)	必須 (外部委員選定時は「任意」)	任意	任意
所管課の所属外部長	任意	任意	任意	必須 (外部委員選定時は「任意」)	必須 (外部委員選定時は「任意」)
所管課の所属外課長	任意	任意	任意	任意	任意

※ 外部委員の選定にあたっては、原則として特定の分野について重複して複数の委員を選定しないものとする。また、委員には、提案内容を審査するために必要な分野の専門性を有する者を選定するとともに、その選定理由についても協議書提出時の決裁文書において明確に意思決定すること。

- (4) プロポーザル方式審査委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。
 - ア 候補者の選定に係る評価基準に関すること。
 - イ 候補者の選定に係る審査及び評価に関すること。
 - ウ 候補者の選定に関すること。
 - エ その他対象案件に関し市長等が必要と認めること。
- (5) プロポーザル方式において、提案者が1者のみである場合は原則有効とする。ただし、プロポーザル方式審査委員会の承認を得た上で、無効とする取り扱いとすることも可能とする。
- (6) プロポーザル方式審査委員会の会議の公開・非公開は、会議に諮った上で決定するものとする。※(参考)従前より審査に支障があるため非公開としている事例が多い。
- (7) プロポーザル方式審査委員会の庶務は、プロポーザル方式に係る発注案件に関する予算の所管課において処理する。

4 審査方法等の策定

プロポーザル方式審査委員会において、審査方法や評価基準を策定する。策定にあたっては、次のことに留意すること。

(1) 審査方法

- ア 第1次審査：参加資格要件を満たす者の中から、評価基準に基づき、調書や実績表、又は提案内容等の提出書類を審査し、一定基準に達している業者を選定する。
- イ 第2次審査：第1次審査で選定した業者の中から、評価基準に基づき、提案内容及びヒアリング等の内容を審査し、受託候補者を選定する。
- ウ プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。
- エ ヒアリング等を行うときは、ヒアリング等を行う順番(企画提案書の受付順など)や実施方法等を定めておく。
- オ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者を選定しないものとする。

(2) 審査項目

次の項目に関し、当該業務の内容に応じて詳細な審査項目を適切に定めること。

- ア 事業者に関する項目(実績、技術者等)
- イ 企画提案書に関する項目(提案事項に対する提案内容、実施体制等)
- ウ 参考見積価格に関する項目(提案内容との整合性、価格評価等)
- エ ヒアリング等に関する項目(第2次審査)

(3) 評価基準

- ア 審査項目ごとに点数化して評価する。
- イ 審査項目ごとの配点は、当該業務の内容に応じて適切に定める。
- ウ 価格評価については、適切な配分点にするとともに明確な算出式を設定する。

参考【算出式の例】

- ①最低参考見積価格／当該事業者の参考見積価格×価格の配分点
- ②（1－参考見積価格／予定価格）×価格の配分点
- ③ 見積限度額と提示された最低価格との差額を5で除した額をもって5段階に分割し、評価する。

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用又は予定価格を超過した場合は失格とする。

第6 情報公開及び提供

プロポーザル方式による受託候補者選定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供を行うものとする。

1 プロポーザル方式により受託候補者の選定結果について、河内長野市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第5条に基づく行政文書の開示請求があった場合は、次に掲げる情報以外は開示するものとする。

(1) 業者からの応募書類で次に掲げる情報

①次に掲げるような法人等の正当な利益を害する情報（情報公開条例第6条第1項第1号）

- ・生産技術上及び営業・販売上の秘密に関する情報
- ・事業者等の内部に関する情報かつ開示することで事業者の不利益となる情報
- ・その他公にすることにより法人等の利益活動を著しく害すると認められる情報

【注意】

情報公開開示請求があった場合、事業者に応募書類の中で法人等の正当な利益を害する情報について確認するものとする。ただし、事業者からの申出があった情報について全て非開示にするものではなく、法的保護に値する蓋然性（確実性の度合い）を有しているか等を判断し、開示・非開示を決定することとなる。

②担当者等の氏名等、個人が識別される情報（情報公開条例第7条第1項第1号）したがって、全ての業者名や委員名については、開示する。（ただし、ホームページ等で公表する場合は、選定されなかった業者名は非公表とする。）

また、評価結果の集計表は、開示する。

●各情報についての情報提供・公開 一覧表

○：公表等、△：部分公表等、×：非公表等

情報名	業者選定前	業者選定後	
		情報提供（HPによる）	情報公開請求
募集要綱、仕様書	○	○	○
審査委員会設置要領 (内規)	×	×	○ (ただし、委員名が掲載されている場合、市職員以外の委員名は非開示)
審査委員会委員名簿	×	○	○
審査基準	× (募集要項に簡易な形式で掲載)	×	○
応募書類		×	△ (担当者等の氏名等、個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非開示)
審査結果	集計結果		△ (選定されなかった業者名は非公表)
	各審査委員の審査結果		○
会議録	×	×	○

2 情報公開及び情報提供に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して、実施要領において明記するものとする。

- (1) 河内長野市情報公開条例の規定に基づき公開すること。
- (2) 受託候補者選定に影響を及ぼさないように行うこと。

【参考】実施要領（記載例）

提出書類は、河内長野市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

3 プロポーザルの実施や選定過程、結果等については、市ホームページに公表すること。

第7 所管課の基本的な事務手順

プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合は、公正性、透明性及び客観性を失わないよう、次の各号に掲げる手順を行うものとする。

(1) プロポーザル方式の採用の協議

所管課は、プロポーザル方式の採用について、基本方針を策定し、プロポーザル方式採用協議書とともに文書決裁を行った後、契約検査課に提出し、協議する。

なお、条例第4条第2項各号に該当する対象案件（前掲。予定価格が5,000万円以上のものなど。）にあつては、原則として学識経験者等の外部委員を選定する必要があることから、当該業務についてプロポーザル方式を採用したい場合には、(2)の準備作業に先立ち契約検査課の協議を終えておく必要がある点に留意すること。

(2) 準備作業（ルール制定・予算計上等）

①外部委員を選定する場合

プロポーザル方式審査委員会に外部委員を選定する場合は、同委員会は附属機関となるため、附属機関の設置等に関する庁内手続きが必要となる。

具体的には、条例に基づくプロポーザル方式審査委員会設置規程の制定、外部委員となる非常勤特別職の者に係る報酬及び費用弁償の予算計上、附属機関制度所管課との庁内調整が必要となる。

②外部委員を選定しない場合

プロポーザル方式審査委員会設置要領（内規）の制定が必要となる。

(3) 実施要領等の策定

実施要領及び審査方法・審査項目・評価基準を策定する。

(4) プロポーザル方式審査委員会の設置

外部委員を選定する場合は、条例に基づくプロポーザル方式審査委員会設置規程に基づきプロポーザル方式審査委員会を運営する。

外部委員を選定しない場合は、プロポーザル方式審査委員会設置要領（内規）に基づきプロポーザル方式審査委員会を運営する。

(5) プロポーザル方式審査委員会の開催（実施要領等の確認）

(3) に掲げるものについて、プロポーザル方式審査委員会において確認を受ける。

(6)-1 プロポーザル方式の実施の公示（公募型）

対象案件に係るプロポーザル方式の実施要領等を公示する。公示にあたっては実施要領を基に市ホームページ等を活用し、広く周知するように努める。

この場合において、公示期間（公示から企画提案書等の提出期限まで）は20日以上とすること。ただし、やむを得ない理由がある場合等は、その期間を10日以上とすることができる。

(6)-2 提出要請書の送付（指名型）

選定した業者に対して、提出要請書と併せて参加意思表明書及び実施要領等を送付する。提出要請日から企画提案書等の提出期限までは20日以上とすること。ただし、やむを得ない理由がある場合等は、その期間を10日以上とすることができる。

(7) 説明会の開催

具体的な提案を提出させる前には、必要に応じて説明会を開催する。

なお、説明会に理由もなく欠席した者は失格とする。

(8) 質疑応答等

所管課は、当該プロポーザル方式の手続及び企画提案書作成等に関する質問を受け付け、市ホームページに当該回答内容を公表するものとする。

(9)-1 参加資格の審査（公募型）

参加申込みをした者の参加資格を審査し、当該審査の完了後に資格審査結果を申込者全員に対して、参加承認の可否の通知を行うものとする。この場合において、参加資格がないと判断された者が、その理由についての説明を求めることができる期間を定めるものとする。

(9)-2 参加意思表明書の受付（指名型）

提出要請後、質問の受付及び回答を経て、参加意思表明書により参加の意思確認を行う。

(10) 企画提案書等の受付及び審査

公募型にあつてはプロポーザル方式実施の公示後、指名型にあつては提出要請後、適切な期間を設けて企画提案書等を受け付け、受付後、厳重に保管する。企画提案書等の審査は、プロポーザル方式審査委員会において実施要領で定めた審査方法に基づき、企画提案書等の提出書類を審査するとともに、ヒアリング等を実施することにより受託候補者を選定する。

なお、審査委員会における予断を排除するため、審査委員会において審査を行う企画提案書等は提案者名の記載のない（マスキング処理の施された）副本等により実施するとともに、ヒアリング等においても提案者名が審査委員に伝わることはないよう（提案者の発言も含め）注意すること。

(11) 審査結果の通知

審査結果の通知は、受託候補者の選定後速やかに企画提案者全員に対して、プロポーザル方式審査結果通知書により通知するものとする。また、受託候補者にならなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内（ただし、市の休日を除く。）に当該所管課へ説明を求めることができるものとする。

(12) プロポーザル方式選定結果等の公表

受託候補者選定後、速やかに市公式ホームページ等で情報を公開する。

(13) 契約の締結（契約でない対象案件の場合もこれに準ずる対応を行うこと。）

所管課は、前各号の規定により選定された受託候補者と当該業務について協議を行い、対象案件の仕様書を作成した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（地方公営企業の業務に関する契約の場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）の規定による随意契約の方法により契約を締結することとして実施及び業者選定の起案（契約検査課合議）を行い、その仕様書に基づく見積書をあらためて徴取すること。

なお、対象案件が建設工事に係る測量、設計等の請負（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に該当する場合であっても、所管課における担当課契約となる（河内長野市契約事務規則第5条第1項第5号シ）点に留意すること。

ただし、建設コンサルタント等業務の場合は、見積書を徴取後、契約締結前に河内長野市請負業者等選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に、契約相手方の選定について付議し承認を得る必要があるため、契約検査課へ付議の依頼を行うこと。

契約検査課より業者選定委員会に付議し、承認を得られれば、契約締結へ進むことができる。なお、業者選定委員会では、プロポーザル方式審査委員会にて選定された受託候補者1者に関する審査結果を最大限尊重しつつ審議を行い、契約相手方を決定するものとする。

必要に応じて契約相手方と契約内容を協議した上で、契約書案を作成し、契約締結の起案（契約検査課合議）を行い、契約書を取り交わす。

第8 河内長野市入札等監視委員会での審査

プロポーザル方式により契約を締結した案件のうち、予定価格が500万円以上のものについては、河内長野市入札等監視委員会において委員が抽出する審議案件の候補とする。審議案件として抽出された場合は、同委員会による審査の対象となり、審査を通じて提出された改善を要する事項や工夫すべき点などの指摘、意見等を踏まえて、プロポーザル方式をより適正に運用していくこととする。

第9 河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例（令和8年河内長野市条例第1号）の位置づけなど

河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例は、プロポーザル方式審査委員会を附属機関として設置する際の包括的な設置根拠であるが、プロポーザル方式審査委員会が附属機関とならない場合は、当該審査委員会は条例に基づく附属機関としてではなく、補助機関として設置されるものではあるが、条例の趣旨を踏まえて、原則として、委員構成を除き附属機関の場合と同様に審査委員会を運営するものとする。

外部委員を選定する場合等、本条例に基づき附属機関としてプロポーザル方式審査委員会を設置する場合は、改めて議会の議決を得ることを要しない。この場合において、必要に応じて議会への報告を行うことは可能である。

なお、従前同様に、条例第1条に規定する「別に定める場合」として、個別案件に即した条例を制定した上でプロポーザル方式を実施することも可能である。

事 務 連 絡
年 月 日

(宛先) 契約検査課長

課長

プロポーザル方式採用協議書

下記業務の契約相手方となる受託候補者の選定について、プロポーザル方式を採用してよろしいか、河内長野市プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき協議します。

記

1. 件名 _____

2. プロポーザル方式採用理由 公募型 ・ 指名型 (いずれかに)

<理由>

3、業務概要

4 業務履行期間 _____年 _____月 _____日（予定）から_____年 _____月 _____日まで

※ 複数年度にわたる場合は、全体の期間を記載すること。

※ 毎年度継続していく案件であって終期を定めていない場合は、更新にあたっての事業者評価方法、見直しのタイミング等を以下に記載すること。

5. 予算 提案上限額 _____円

※ 年度・内容ごとの内訳がある場合は、以下に記載すること。）

(いずれかに☑)

- ・ 予算の種別： 単年度予算 ・ 債務負担行為（ _____年度～ _____年度）
 継続費 ・ その他（ _____）
- ・ 予算の成立： 当初予算 ・ _____月補正予算

6. 参加資格（該当するものに☑）

- ① 河内長野市における競争入札参加資格
 競争入札参加資格と同等の審査条件（租税滞納が無いなど）
- ② 資格・許認可など

③ 求める実績

④ その他

7. 建設工事／建設工事に関する設計・測量・調査等の内容の有無

無 ・ 有（いずれかに☑）

※有の場合→河内長野市請負業者等選定委員会への付議予定 → _____年 _____月

8. プロポーザル審査委員会の委員 ※5. が5,000万円以上の場合、外部委員選定は必須。

・外部委員選定の有無 有 ・ 無 (該当するものに)

・委員の人数 : _____人 (内部委員_____人・外部委員_____人) ※詳細を下表に記入

	氏名	肩書・役職	選定理由 ※外部委員のみ	他団体での委員経験の有無 ※有の場合は詳細も
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

18				
19				
20				

9. 審査方法（該当するものに☑）

- 参加資格の審査
- 企画提案提出書類の書類審査
- 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング審査
- その他（ _____ ）

10. 日程（予定）

【公募型】案件公表の予定日・【指名型】指名通知の予定日	年 月 日
企画提案書類提出の締切予定日	年 月 日
最終選定結果通知の予定日	年 月 日
契約締結の予定日	年 月 日

11. 指名業者（指名型の場合のみ記入）

業者名：
指名理由・選定基準等：

以上

_____（以下 契約検査課使用欄につき、記入不要）_____

年 月 日

(宛先) _____ 課長

契約検査課長

協議結果通知書

令和 年 月 日付け事務連絡で協議いただきましたプロポーザル方式の採用協議について、以下の通り、結果を通知します。

・協議年月日： _____ 年 月 日 →協議結果； 承認 ・ 不承認

・協議対応者（該当するものに☑）

- 課長 ・ 課長補佐 ・ 主幹
- グループ長 ・ 主査

○河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例

令和8年3月26日

河内長野市条例第1号

(設置)

第1条 市がプロポーザル方式により実施する契約等において、相手方となる候補者の選定を行うための審査を厳正かつ公平に行うため、別に定める場合を除き、対象案件ごとにこの条例に基づき河内長野市プロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結等のため、公募又は指名の方法により当該随意契約等に係る業務等の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた提案を行った者を候補者として選定する方式をいう。
- (2) 対象案件 プロポーザル方式により市が実施する契約等の案件（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者の選定案件を除く。）をいう。
- (3) 候補者 対象案件の契約等の相手方となる候補者（次点となる候補者を含む。）をいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関及び市の上下水道

事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を市長等に答申する。

- (1) 候補者の選定に係る評価基準に関すること。
- (2) 候補者の選定に係る審査及び評価に関すること。
- (3) 候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象案件に関し市長等が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、20名以内とし、対象案件ごとに次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長等が必要と認める者

2 次に掲げるものを対象案件とするときは、前項第1号の者を委員に選定しなければならない。

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和39年河内長野市条例第3号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するもの
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に該当する

もの

(3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格が市長の権限に属する事務に関して専決権者が決裁できない金額のもの（教育委員会その他の市の執行機関及び市の上下水道事業の管理者の権限を行う市長が所管する部署の対象案件の場合を含む。）

3 第1項第1号の者を委員に選定する場合は、審査を厳正かつ公平に行う観点から必要な人数を選定しなければならない。

4 委員会の名称には、個別の対象案件の名称を付すものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条に規定する事項についてその結果を市長等に答申した日までとする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の過半数（同号の委員を選定する場合に限る。次項及び次条第2項において同じ。）が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面審議）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議（以下「書面審議」という。）をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の半数以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（複数の候補者の選定に係る委員会の設置の特例）

第10条 複数の対象案件の候補者の選定について、市長等が必要と認めるときは、一の委員会の設置をもって選定を行うことができる。

（中立の保持）

第11条 委員は、プロポーザル方式に参加する特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

2 プロポーザル方式に参加する特定の者との間で厳正かつ公平な審査が

妨げられうる特段の事情を有する者は、その審議に参加することができない。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、対象案件を所管する部署において処理する。

2 プロポーザル方式による候補者の選定に係る制度及び運用に関する事務は、別に定める部署において処理する。

(他の地方公共団体と共同で発注する場合の特例)

第14条 プロポーザル方式により他の地方公共団体と共同で発注する業務等の候補者の選定については、この条例の規定にかかわらず、当該他の地方公共団体との協議によるものとする。

(適用除外)

第15条 地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき共同して設置した同法第158条第1項に規定する内部組織その他の共同設置した機関等に係る所掌事務に関しては、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続を開始している対象案件については、この条例の規定は適用しない。

(会議招集の特例)

- 3 委員の委嘱又は任命後最初に行われる委員会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長等が行う。